

5 基本目標

元気な声と笑顔が
あふれるまち

【保健・医療・福祉の充実】

5-1

健康づくりの推進

現状と課題

- 住民の健康増進と疾病予防、食育推進について、一人ひとりが取り組むべき目標と具体的な施策を示す「第2次東吾妻町元気プラン（食育推進計画・健康増進計画 平成26（2014）年3月策定）」に基づき、計画的な推進を図っています。
- 40歳以上75歳未満を対象とする特定健康診査やその診査結果に応じて実施する特定保健指導を推進しています。しかし、特定健康診査は40～50歳代の受診率が低く、この年代の受診促進が必要です。また、特定保健指導は実施率が低く、関係機関・団体との連携強化や、診査と指導の一体的な体制の構築と活用により、生活習慣病予防をさらに推進することが必要です。
- 歯の健康維持について、幼稚園・保育所での歯磨き教室、小学生への歯科健康診査とフッ素塗布事業を推進しています。また、成人では町内歯科医院に委託して歯周病検診を実施していますが、歯周病の予防と早期治療による重症化の防止を目指し、歯周病検診受診率を向上させることが課題です。近年では歯周病が他の疾病などに影響を及ぼすことや、大人だけでなく子どもにも病状が見られることが懸念されており、子どもから大人まですべての町民を対象とする歯の健康促進が必要です。
- 本町の住民は、日常生活で車を使用することが多く、特に働き盛りの青壮年期（20～64歳）は、運動やスポーツをする時間がとりにくいうことが想定されます。健康づくりや健康寿命の延伸のため、それぞれが意識的に運動やスポーツに励めるよう促すことが必要です。
- 感染症対策について、「新型インフルエンザ等対策行動計画及び業務継続計画」を策定し計画的な対応を図っていますが、より確実な備えとして、関係機関・団体との連携の強化や対応訓練の実施が必要です。
- 狂犬病対策について、飼い犬の登録数が横ばいで推移する一方、狂犬病予防注射の接種数は減少しています。また、未登録の飼い犬が増加していることが想定され、飼い犬の登録と定期的な狂犬病予防注射接種の必要性を飼い主に周知することが必要です。また、ペットの飼い方についてマナー意識の向上のための啓発が必要です。

基本方針

- ◆ 「第2次東吾妻町元気プラン」に基づき、健康増進と疾病予防、食育を計画的に推進します。
- ◆ 若年時から運動習慣を身につけ、日常生活の中で住民一人ひとりが意識的に運動やスポーツに励める環境づくりと体制整備を進めます。

施策の展開

1 健康づくりと疾病予防を推進します

原町赤十字病院や町国民健康保険診療所をはじめとする関係機関・団体との連携を強化し、健康な生活習慣のための情報提供の充実により、住民一人ひとりの取り組みの促進を図ります。また、各種健診等の受診率を高め、疾病の予防と早期治療による重症化の防止、健康寿命の延伸、さらに医療費の抑制を図ります。

2 歯と口の健康づくりを推進します

歯と口の健康の重要性についての周知に努めるとともに、定期的な歯科医院の受診促進と、契約歯科医療機関の協力のもとでの歯周病検診受診率の向上に努め、虫歯や歯周病の予防と早期治療による重症化の防止を図ります。また、子ども達の歯と口の健康維持を重視し、歯科検診や歯磨き教室、フッ素塗布事業を推進します。

3 感染症の予防と対策に努めます

感染症予防の啓発や予防接種の受診率向上を図り、感染症予防のための免疫保有率の向上に努めます。また、関係機関・団体との連携強化や対応訓練の充実により、有事の際の迅速かつ適切な対応を図る体制整備を推進します。

4 適切なペット飼育の普及啓発を進めます

飼い犬の登録及び狂犬病予防注射の必要性の周知に努めます。また、情報の提供やしつけ方教室の開催などにより、ペットの飼い方やしつけ、飼い主のマナーの向上・啓発を推進します。

5 食育と地産地消を推進します

食育の推進状況の把握と課題の体系化に努め、総合的な視点による、より効果的な事業展開を図ります。また、地産地消を推進し、地元産の食材や地域に伝わる郷土料理の活用を推進します。

包括的な連携協定を締結している学校法人東洋大学との連携を強化し、専門性の高い人材を招くなど、食育推進につながる事業を展開します。

6 運動習慣による健康づくりを進めます

教育委員会や町スポーツ協会などと連携し、健康づくりのための運動機会の普及啓発に努め、住民一人ひとりの運動習慣化を促します。また、町健康増進センターの機能強化を関係機関・団体と連携しながら推進し、健康づくりの拠点化を図ります。



▲原町赤十字病院



▲町健康増進センター

5-2

地域医療体制の充実

現状と課題

- 地域医療体制の充実は、本町において、人口減少や少子化・高齢化への対応とともに、緊急性が高い施策のひとつです。町内には吾妻地域の拠点病院である原町赤十字病院と 5 つの診療所、5 つの歯科診療所があり、吾妻広域圏及び郡医師会の協力による休日当番医制度や救急指定病院・協力病院、診療所による一次医療・二次医療の確保が図られています（平成 29（2017）年 11 月末現在）。一方、「群馬県保健医療計画」では、地域の将来的な医療ニーズの見通しに基づく病床数の削減が示されており、吾妻保健医療圏としてその推移を踏まえ、将来を見据えた対応が必要です。
- 原町赤十字病院では、診療科目の削減等により、循環器・呼吸器科の専門外来が縮小されました。本町では、生活習慣病有病率が高く、これらの診療科の削減の影響が懸念されています。また、小児科と産婦人科は、医師の不足により小児科入院と出産への対応機能がなくなり、地域医療と子育ての環境確保が難しくなっています。
- 「群馬県保健医療計画」に基づいて本格実施される在宅医療の推進に対応できるよう、関係機関・団体と連携し、体制整備に努めることが必要です。
- 国民健康保険は、住民が安心して医療を受ける上で重要な役割を担っています。しかし、高齢化や医療技術の進歩などにより医療費が増大していく一方で、近年の社会経済情勢などの影響により、加入者に占める低所得者の割合が高くなっています。財政運営は非常に厳しい状況が続いている。制度の安定的な運営のため、医療費の適正化に加え、被保険者の健康課題を踏まえた効果的な事業実施が必要です。
- 国民健康保険の持続可能な制度運営を確保するため、平成30（2018）年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、市町村とともに運営を担うこととなります。本町には、地域と被保険者の状況を的確に把握し、それに即したきめ細かい事業を実施することが求められます。
- 町国民健康保険診療所は、重要な地域医療の拠点となっており、県の協力を得て常勤医師 1 名が確保されています。しかし、診療棟の老朽化への対応と医療設備の充実が課題となっています。
- 75 歳以上の国民を対象とする後期高齢者医療制度は、県内すべての市町村が加入する群馬県後期高齢者医療広域連合が運営し、市町村が保険料の徴収や各種申請・届出などの事務を分担して行っています。高齢化の進行等により高齢者の医療費が増大する中、後期高齢者医療制度を将来にわたり安定的に運営していくためには、保険料・患者負担・公費負担の組み合わせ、世代間・世代内の負担の公平性の確保、医療費の適正化などが課題となっています。

基本方針

- ◆ 関係機関・団体との連携や協力を図りながら、地域医療体制の充実に努めます。
- ◆ 原町赤十字病院の機能維持・向上に向け、より一層の連携強化に努めます。
- ◆ 国民健康保険の財政安定化と後期高齢者医療制度の適正な運用に努め、医療費の抑制・適正化に努めます。

施策の展開

1 原町赤十字病院との連携を強化します

吾妻地域の拠点病院である原町赤十字病院と町との実務的な意見交換の場づくりを進め、より一層、連携・協力しながら、住民が必要とする医療を適切に受けられるよう、診療科目の充実や地域における医療水準の向上を図るため、国・県などの関係機関への働きかけを行います。

2 吾妻保健医療圏として将来を見据えた対応を図ります

吾妻保健医療圏内の町村や医師会等との連携・協力により、初期救急医療・総合診療体制の充実を図るとともに、原町赤十字病院の所在地として圏内町村における地域医療の先導的な役割を担うよう対応を進めます。また、緊急搬送に備えたヘリコプター離着陸環境の整備を推進します。

3 かかりつけ医の普及啓発を進めます

病院の機能分化が進む中、住民一人ひとりが必要な医療を適切に受け、健康管理に努められるよう、かかりつけ医の普及啓発を推進します。

4 国民健康保険制度の持続的な運営に努めます

国民健康保険税の適正賦課や収納率の向上による被保険者の負担平準化を図るとともに、支払が困難な場合の相談対応を行います。また、医療費の削減と適正化に向け、診療報酬明細書（レセプト）の点検や、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進に努めるとともに、「特定健康診査等実施計画」に基づく特定健康診査・特定保健指導の受診率の向上による疾病の予防、早期発見、早期治療を推進します。

5 国民健康保険診療所の円滑な運営に努めます

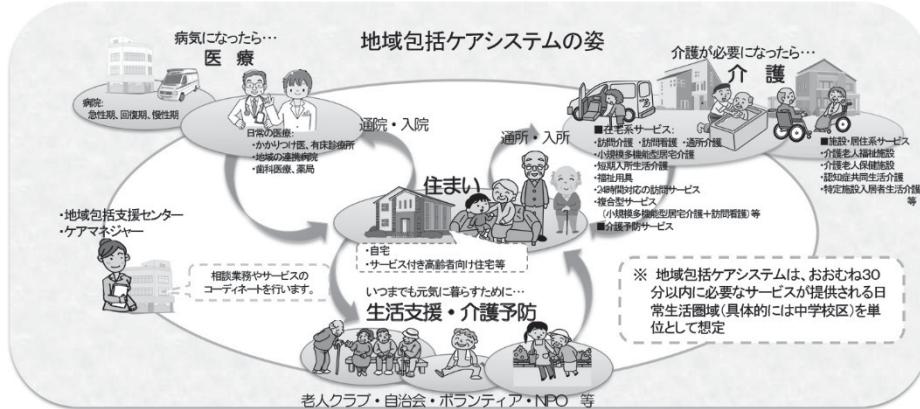
国民健康保険法に基づき設置する診療所について、県の協力を得ながら常勤医師の確保に努めるとともに、国庫補助金や交付金等を活用し、医療設備の充実を図ります。また、保健・福祉分野と連携し、予防医療を推進するとともに、今後のあり方について検討を進めます。

6 後期高齢者医療制度の持続的な運営に努めます

群馬県後期高齢者医療広域連合と連携し、制度の周知を図るとともに、制度や保険料に関する相談対応に努め、収納率の向上を図ります。また、後期高齢者健康診査の受診率向上に努めるとともに、人間ドック検診費助成金の拡充、保健センターと連携した保健事業の充実・強化に努め、医療費の適正化を図ります。

現状と課題

- 高齢者が住み慣れた地域で、それぞれの状況に応じた役割を担い、自立した生活を安心して続けられる仕組みや支援体制の整備が求められています。
- 平成29（2017）年9月1日現在の本町の65歳以上の高齢者は5,426人、総人口に占める割合（高齢化率）は38.0%となっています。また、人口減少、少子化・高齢化、核家族化、世帯人数の減少などに伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増加し、日常生活において支援が必要な高齢者も増加しています。
- 介護保険の要支援・要介護認定者数は、平成25（2013）年以降900人以上で推移しており、平成29（2017）年は989人、65歳以上に占める認定者の割合は、国と同水準の18.5%となっており、県平均より高くなっています。
- 3年に一度改定している「東吾妻町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者福祉の計画的推進を図り、それぞれの状況に即した介護サービスを提供できる体制の整備と、安定した介護保険事業の運営が必要です。また、認知症への初期対応や家族を含めた支援体制の整備と充実が必要です。
- ひとり暮らし高齢者、介護者自身も高齢である老老介護、在宅で介護を行う家族等の支援を身近な地域で包括的に行う地域包括ケアシステムの充実・深化が求められており、医療・介護・福祉の連携強化と地域ぐるみでの支え合いが必要です。
- 本町では、認知症の人とその家族等に対する初期支援を包括的かつ集中的に行い、自立支援をサポートすることを目的として、認知症疾患医療センター（吾妻脳神経外科循環器科内）に、専門医1名及び専門職2名以上で構成される認知症初期集中支援チームを事業委託しています。また、認知症高齢者等事前登録制度や徘徊高齢者探索システム利用事業など、認知症の人とその家族を支える体制の充実を図っています。今後は、関係機関・団体とのさらなる連携強化を図るとともに、地域で見守る体制づくりの推進が必要です。



▲地域包括ケアシステムのイメージ

資料：厚生労働省

基本方針

- ◆ 高齢になっても地域で安心して暮らし続けられる環境づくりと支援体制の整備を推進します。
- ◆ 効果的な介護予防と適切な介護サービスを提供できる体制の充実・深化を図るとともに、持続可能な介護保険制度の運営に努めます。

施策の展開

1 高齢者の健康づくりを促進します

高齢者それぞれの状況に即した健康づくりに取り組めるよう、効果的な運動を楽しんで行える機会や情報の提供に努めます。

2 高齢者の就業・就労機会の充実と地域活動等への支援を進めます

高齢者の知識や経験を活かせる就業・就労機会の充実や、シルバー人材センターへの支援を推進します。また、老人クラブやサークル、地域活動などへの参加を促すとともに、それらの活動への支援を推進します。

3 地域包括ケアシステムの充実を図ります

在宅での医療・介護の連携等の仕組みや日常生活の支援、介護予防のためのサービスの基盤整備など、高齢者や在宅で介護を行う家族等の状況に即した支援を身近な地域で行う地域包括ケアシステムの充実を進めながら、その深化に向けた府内体制を整備するとともに、相談内容の多様化に対応した専門職同士の連携強化や、地域の担い手の養成を図ります。

4 介護保険制度の持続的な運営に努めます

持続可能な介護保険制度の運営に努めるとともに、介護予防サービスや在宅支援サービスの拡充を図ります。

5 認知症へのケア・地域での見守り体制整備を進めます

認知症の人とその家族等に対する初期支援を包括的かつ集中的に行う認知症初期集中支援推進事業や、認知症高齢者等事前登録制度、徘徊高齢者探索システム利用事業の効果的な運用に努めます。また、認知症対策への理解を促進し、予防と早期の受診につながるよう情報提供に努めるとともに、関係機関・団体との連携強化により認知症サポーターの増員を図り、地域で見守る体制づくりを推進します。

5-4

障害者福祉の推進

現状と課題

- 本町には、知的障害者入所施設が2カ所、地域活動支援センターが1カ所あります（平成29（2017）年11月末現在）。また、平成29（2017）年8月、障害を持つ児童の専門的な療育支援を目的とした放課後等デイサービス事業所を開所しました。
- 障害者がそれぞれの状況や能力に合わせて自立した生活を安心して続けられる環境づくりが必要です。また、障害の有無にかかわらず、住民同士が互いを尊重し、理解し合って地域社会を支え合うことが必要です。
- それぞれの障害の状況に応じた福祉サービスの充実を図るとともに、生活や就労、社会参加などの支援や相談対応等、総合的な地域生活支援のさらなる推進が必要です。

基本方針

- ◆ 障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、福祉サービスや支援の充実に努めます。
- ◆ 障害者がそれぞれの意思と選択によって生活や就労、地域活動、社会参加がしやすい地域社会の実現に努めます。

施策の展開

1 障害福祉サービスの充実に努めます

関係機関・団体との連携により、それぞれの障害の状況に即した福祉サービスの提供と、生活や就労、社会参加などの多様な相談への対応の充実に努めます。また、地域での自立した暮らしを支える体制の確保に努めます。

2 就業・就労機会の充実と社会参加を促進します

商工会や町内事業所等とも連携し、障害者がそれぞれの状況や能力に即した働き方ができる機会や場の確保、就労支援等による社会参加を促進します。

3 互いに尊重し合う地域社会づくりに努めます

障害についての正しい理解を促進し、障害の有無にかかわらず互いを尊重し合える地域社会の実現に努めます。

現状と課題

- 住民一人ひとりが地域の一員として助け合い、支え合う地域づくりの実現に向け、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会などの関係機関・団体と連携を図りながら、住民への情報提供、中核となって活動する団体や地域の住民組織への支援などを推進しています。しかし、ボランティア活動の新たな展開や、活動への参加者の増加には必ずしもつながっていないため、より効果的な情報提供やボランティア活動への参加促進と支援が必要です。
- 活動組織の構成員の減少や高齢化が進んでおり、活動の維持や新たな人材の確保・育成が求められています。

基本方針

- ◆ 助け合い、支え合って、誰もが安心して暮らせる地域づくりに努めます。
- ◆ 住民主体のボランティア団体や地域の住民組織の活動を支援するとともに、情報提供の推進や参加の促進を図ります。
- ◆ 公共施設のバリアフリー^{*1}化やユニバーサルデザイン^{*2}の導入を推進します。

施策の展開**1 関係機関・団体等との連携を強化します**

社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、住民主体のボランティア団体等との連携を強化し、地域の状況に即した福祉活動を推進します。

2 地域福祉活動への参加を促進します

地域福祉に関する研修会や情報提供を、学校教育や社会教育の場などあらゆる場や機会を通じて行い、普及啓発と地域福祉活動への参加の促進に努めます。

3 住民主体の福祉活動を支援します

NPO法人やボランティア団体などによる住民主体の活動を支援し、地域福祉の活性化を図ります。また、買い物弱者等の対策に取り組む団体や組織の活動を支援する制度の創設を検討します。

*1 バリアフリー：高齢者や障害者などが生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。

近年では、高齢者や障害者などが社会的、心理的に被っている偏見や差別意識を取り除く「心のバリアフリー」も含まれるとされている

*2 ユニバーサルデザイン：「バリアフリー」の考え方をさらに進め、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること

5-6 子育て支援の充実

現状と課題

- 妊娠・出産の支援について、妊婦健康診査受診券の発行や不妊治療費に対する助成などを実施しています。妊婦健康診査は、より多くの受診がされるよう、情報提供の充実による受診促進が必要です。不妊治療は長期化するが多く、経済的・精神的な負担が大きいことを踏まえた独自の検討を、群馬県の状況に即して行うことが必要です。
- 町内で出産できる医療機関がない状況を補完し、町外で安心して出産できるよう、平成27（2015）年から、医療機関近くの宿泊施設で待機する場合の宿泊費と交通費を補助しています。また、乳児のおむつなどの購入費補助について、平成29（2017）年度から対象児を1才未満から2才未満に拡充しています。これらの制度がより多くの住民に利用されるよう、効果的な周知が必要です。
- 母子保健健康診査の推進により、母子の疾病等の早期発見と治療に努めています。しかし、発達障害の早期把握に有効とされる5歳児健康診査は未実施であり、今後の検討が必要です。
- 子育て中の世帯を対象に、離乳食講習会やマタニティクラスなどの講座や教室を開催し、多くの子育て世帯に活用されています。また、様々な子育て相談に対応するとともに、子育ての孤立を防ぎ、安心して子育てできる環境づくりに努めています。しかし、各世帯の生活状況は様々であり、それぞれの状況や悩みに寄り添い、適切な情報提供と対応ができる体制のさらなる強化が必要です。
- 「子ども・子育て支援法（平成24（2012）年8月公布）」に基づき策定した「東吾妻町子ども・子育て支援事業計画（平成27（2015）年度からの5ヵ年計画）」を本町の子育て支援の指針として、子どもの健やかな成長のための適切な環境の確保に向けた取り組みを推進しています。
- 本町の保育所では、少子化の影響で園児が減少していることから、統廃合や新たな保育所の整備などを検討してきました。また、保護者のニーズに沿った保育サービスの充実が求められており、その対応を合わせて検討してきました。
- 様々なニーズや地域の状況を受け、平成30（2018）年度から5幼稚園を認定こども園へ移行するとともに、岩島・大戸の2保育所を廃止し、原町・東の2保育所体制にすることとしました。また、これに伴い原町幼稚園の隣接地に原町保育所を新築し、子育て支援センター・子育て広場を併設した町営の子育て支援拠点の整備を計画しています。
- 子育て「にこにこひろば」において、子育て中の親子の交流や相談への対応、子育てに関連する情報の収集と発信に努めています。しかし、町内に1か所しかないため、子育て支援拠点としてのさらなる機能強化や増設が必要です。

- 国による「子ども・子育て支援新制度」が平成27年（2015年）4月から始まっています。この制度では子どもの年齢や親の就労状況などに応じた多様な支援メニューが、必要とするすべての家庭で利用できることを目指しており、本町でもその内容に則した取り組みを推進しています。

基本方針

- ◆ 安心して子どもを生み育てられるよう、家庭・地域・企業・行政の連携による環境づくりを進めます。
- ◆ 子育て世代の経済的負担の軽減等、安心して出産にのぞめる支援の充実を図ります。

施策の展開

1 安心して子どもを産み育てられる環境づくりに努めます

妊娠期や乳幼児の健診を推進するとともに、健康や子育てについての相談対応、健康教育などの支援体制を整備し、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりに努めます。また、不妊治療への助成について、より利用しやすいものとなるよう見直しを検討します。

2 包括的な子育て支援体制の充実を図ります

妊娠期から継続して子育て支援を包括的に行うため、各地区の担当保健師による子育て中の世帯の各戸訪問を推進するとともに、子育て支援センターの活用を図ります。

3 子育て支援拠点の整備と充実を図ります

原町保育所、東保育所の機能充実を図るとともに、子育て中の親子が集まる子育て支援拠点として、原町保育所併設の子育て支援センター・子育て広場の整備を進めます。

4 認定こども園の適切な運営と充実に努めます

5つの幼稚園から移行した認定こども園について、その適切な運営と、保護者のニーズに即した子育て支援サービスの充実に努めます。

5 子どもの発育・発達相談への対応体制を整備します

子どもの発育・発達に悩みを抱える保護者が、身近な場所で専門的な相談やアドバイスが受けられる体制を整備します。また、本来抱えている困難さとは別の、二次的な情緒や行動の問題（二次障害）の発生予防や虐待予防対策を推進します。

6 子ども・子育て支援新制度を推進します

子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるように、教育・保育及び地域子育て支援事業の提供体制の確保及びそれに関連する業務の円滑な実施に努めます。



スポーツフェスティバル

6 基本目標

豊かな心を育む
学びのまち

【教育・文化の充実】

6-1

生涯学習・生涯スポーツの推進

現状と課題

- 生涯を通じて学び、スポーツを楽しむことは、地域での暮らしを豊かにするとともに、心身の健康づくりにつながります。本町では、生涯学習や生涯スポーツに関連する様々な講座やイベント等が開催されており、住民に活用されています。今後は、子どもから大人までより多くの住民が楽しみながら参加・活用できるよう、住民ニーズの多様化に対応した魅力的な講座や講演会、イベント等の企画や開催を推進するとともに、効果的な情報提供が求められます。また、そのためには、学校や関係機関・活動団体との連携をさらに推進することが必要です。
- 生涯学習や生涯スポーツの機会と内容を充実させるため、指導者情報の充実と分かりやすい提供が必要です。また、指導者の質の向上と人材確保のための体制整備が必要です。
- 町営の社会教育・社会体育関連施設において、施設や設備が老朽化しているものがあり、安全な使用環境を維持するためには、計画的な修繕・改修が必要です。また、より多くの住民による日常的な学習・スポーツ活動の推進と拠点づくりに向け、住民ニーズに即した関連施設や設備の整備が必要です。
- 町民一人ひとりが、暮らしの中の楽しみとしてスポーツに親しみ、スポーツを通じて健康な心と身体をつくるとともに、人と人との絆を深め活力あるまちを築くため、本町は、平成26（2014）年3月18日に「スポーツの町宣言」を決定しました。今後は、町スポーツ協会とより一層連携・協力し、この宣言の具現化を推進することが必要です。

基本方針

- ◆ 住民ニーズの的確な把握と、学校や関係機関・活動団体との連携強化を推進し、子どもから大人までより多くの住民が学び、楽しめる魅力的な学習・スポーツの機会や場の提供を図ります。
- ◆ 地域の文化や歴史、自然を活用した学習活動を推進します。
- ◆ 社会教育・社会体育関連施設の計画的な修繕・改修を推進します。
- ◆ 「スポーツの町宣言」に基づき、スポーツの普及と振興を図ります。

スポーツの町宣言

明るく健康的で人間性豊かな社会はみんなの願いです。わたくしたち東吾妻町民は、暮らしの中の楽しみとして一人ひとりがスポーツに親しみ、スポーツを通じて健康な心と体をつくり、活力あるまちを築くため、ここに「スポーツの町」の宣言をします。

- 一 スポーツに親しみ、健全な心と体をつくりましょう。
- 一 スポーツを楽しみ、運動の喜びを分かち合って人と人の絆を深めましょう。
- 一 すべての町民が暮らしにスポーツを取り入れ、元気あふれるまちづくりをすすめましょう。

※平成26（2014）年3月18日 議決

施策の展開

1 学習・スポーツの機会や場と情報提供を進めます

住民の多様なニーズに対応した魅力的な学習・スポーツの機会や場の提供を図ります。また、より多くの住民の活用が進むように、効果的な情報提供に努めるとともに、施設利用者の利便性向上と事務処理の効率化のため、施設予約システムなどの整備を推進します。

2 社会教育・社会体育関連施設の整備を進めます

公民館などの社会教育施設と体育館やスポーツ広場などの社会体育施設の状況を把握し、計画的な修繕・改修と整備を推進します。

3 学校等との連携を強化します

学校や関係機関・団体との連携を強化し、より効果的な学習・スポーツの機会や場の提供に努めるとともに、学校施設の一般開放など、有効利用のための体制を整備します。また、包括的な連携協定を締結している学校法人東洋大学が行う講師派遣事業を活用するなど、魅力的な講座や講演会、イベント等の企画や開催に努めます。

4 生涯学習・生涯スポーツ活動団体の育成・支援に努めます

関係機関・活動団体等との連携を強化し、より効率的な生涯学習・生涯スポーツの推進体制を整備します。また、公民館活動の推進により、これら活動団体の育成や支援に努めます。

5 指導者情報の提供と育成体制の整備を進めます

指導者情報の充実と分かりやすい提供に努め、生涯学習・生涯スポーツの場や機会における指導者の活用を推進するとともに、指導者の質の向上と人材確保のための体制を整備します。

6 全国大会等への出場を支援します

スポーツに関わる全国大会等への住民の出場を奨励・支援するとともに、その活躍の周知を図ります。

7 スポーツ推進基本計画を策定します

「スポーツの町宣言」の具現化に向け、スポーツ推進基本計画を策定し、関連事業の充実を計画的に進めます。



▲グラウンドゴルフ



▲町民駅伝大会

6-2

学校教育の充実

現状と課題

- 本町では、町立の幼稚園5園、小学校5校、中学校1校と、学校給食を一括して処理する給食センター1か所を設置しています（平成29（2017）年4月現在）。しかし、人口減少や少子化の進行を背景に、児童生徒数は年々減少しています。このような中でも、児童生徒それぞれが確かな学力を身につけ、豊かな心と健やかな体、生きる力を育み、安心して学べる学校教育の環境維持と整備が必要です。また、児童生徒の状況に寄り添う特別支援教育の体制整備と充実が必要です。
- 町内の小・中学校では、児童生徒の4割近くがスクールバスで通学しており、15台の車両で運行しています。今後も児童生徒の通学手段を確保するため、町内の公共交通ネットワークの再構築と合わせた運行形態等の見直しが求められます。
- 学校給食は、センター方式による一括処理に移行し、より安全な給食を効率的に提供できるようになりました。しかし、児童生徒数の減少や給食費無料化の実施が進んでいることから、さらに効率的な施設の管理運営が求められます。
- 児童生徒やその保護者の教育相談への対応を推進しています。相談件数は年々増加しており、それに伴い相談内容が多様化・複雑化していることから、より的確に対応できる充実した相談体制づくりが求められます。
- 東吾妻町教育研究会を中心に取り組みを進めている「東吾妻町学びのベーシック」は、家庭生活を基盤に、幼稚園、小学校、中学校の12年間の学びをつなげることで、それぞれの発達段階の基礎・基本をしっかりと身につけることができる指導を実践していますが、引き続き、子ども一人ひとりの成長と学びを保障する学校教育の効果的な取り組みが必要です。また、教育へのニーズが多様化・複雑化する中、適切に対応できる教職員の育成と資質向上が求められます。
- 2020年度から小学校の英語教育が拡充され、5・6年生は教科として義務化されます。また、3・4年生でも英語に親しむための「外国語活動」が必須化されることになっており、その充実に備えた対応が必要です。
- 子ども達が経済的理由により学ぶ機会を失うことのないよう、本町独自の育英（奨学金）制度を設けており、これまで多くの子ども達が利用してきました。より多くの子ども達を支援するため、効率的な運用と制度の見直しが必要です。

基本方針

- ◆ 未来を担う子どもにしなやかな生きる力を育む学校教育の推進・充実と教育環境の整備・充実に努めます。
- ◆ 地域社会・家庭と学校が一体となった、特色ある教育活動を推進します。

施策の展開

1 スクールバスの効率的な運行を検討します

子ども達の通学に欠かせないスクールバスの安定的な維持を目指し、公共交通ネットワークの再構築と合わせた運行形態等の検討を進めます。

2 安全でおいしい学校給食の提供に努めます

児童生徒数が減少する中、給食センターを維持し、給食費無料化による子育て支援を進めるとともに、施設の効率化を検討し、より安定した体制による安全でおいしい給食の提供に努めます。

3 学校施設等の更新と整備を進めます

空調設備の整備や老朽化施設・設備の計画的な更新や整備を推進し、子ども達の安全で衛生的な教育環境と、快適に学習できる環境の確保を図ります。

4 教育相談体制の充実を図ります

いじめや不登校などをはじめ、様々な悩みを持つ子どもやその保護者の相談に対応し、的確な指導や助言ができる相談体制の充実を図ります。

5 特別支援教育の体制整備と充実を図ります

子ども達の成長やそれぞれの状況に即した支援、支援員の適正配置等、特別支援教育の体制整備と充実を図ります。

6 基礎学力の強化徹底を図ります

「東吾妻町学びのベーシック」の実践により、基礎的・基本的な学力をしっかりと身につけられる学校教育を推進します。

7 認定こども園の適切な運営と充実に努めます【再掲】

5つの幼稚園から移行した認定こども園について、その適切な運営と、保護者のニーズに即した子育て支援サービスの充実に努めます。

8 國際交流による学びを促進します

外国青年招致事業等の活用による国際交流の機会を充実させ、異なる文化の学びと理解を促し、国際的な感覚を身につけた人材の育成に努めます。

9 育英制度の充実を図ります

経済的理由により就学が困難な子ども達の就学を支援する育英（奨学金）制度の充実を図ります。また、卒業後の返還の促進や効率的な運用のための制度見直しを推進します。

10 教職員の資質向上に努めます

教育へのニーズや、子ども・保護者の悩みに的確に対応できるように、研修会等の機会を通じた教職員の資質向上を図ります。

11 町独自の教育システムを構築します

町が誇る地域資源と学校教育を融合した町独自の教育システムを構築し、提供することで、本町の未来を担う人材の育成や若い世代の定住へつなげることを目指します。

6-3

歴史的・文化的資産の保存と継承

現状と課題

- 史跡等の保存・活用を図るため、住民や関係機関・団体との連携強化が必要です。
- 地域の文化財を身近に感じ、学ぶ機会や場を提供するとともに、情報発信や将来にわたる適切な保存・活用の拠点となる資料館、文化財センター等の整備が必要です。
- 本町のシンボルである岩櫃山や岩櫃城の保存と活用を推進するため、関係機関・団体との連携を強化し、史跡の国指定化やその保存整備を適切に進めることができます。
- これまで育まれてきた地域の文化・歴史を記録として後世に残し、将来にわたって地域の学びに活かすための資料として、町史の編纂を進めることができます。

基本方針

- ◆ 地域の文化財、民俗芸能や伝統技術の適切な保存・伝承・活用と、学習の機会や情報の提供に努めます。また、その拠点となる資料館等の整備を推進します。
- ◆ 岩櫃城の保存整備を推進し、国指定史跡化を目指します。

施策の展開

1 文化財の保存と活用を進めます

文化財の適切な保存と活用を進めるとともに、町の歴史を学ぶ機会を提供するため、講演会やフォーラム、企画展の開催を推進します。

2 文化財の保存と活用拠点の整備を検討します

町内文化財の適切な保存・活用と情報発信、学習する機会や場を提供する拠点となる資料館や文化財センター等の整備を検討します。また、専門的に文化財を取り扱う職員やそれを補助する住民ボランティアなどの人材育成を図ります。

3 岩櫃城の保存と活用を進めます

岩櫃城の保存整備を推進するとともに、関係機関・団体との連携や住民による意識の高揚を図り、本町が誇る資産として国指定史跡化を目指します。

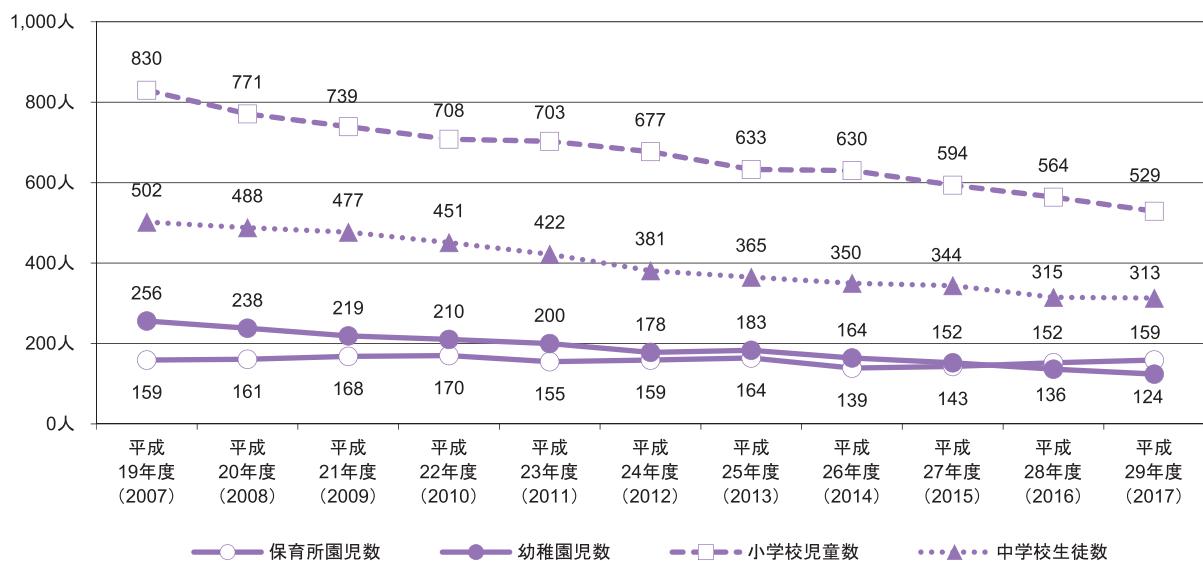
4 町史の編纂を進めます

地域の文化・歴史を記録として後世に残し、地域の学びに活かすための資料として、町史の編纂を推進します。

5 文化財活動団体の育成・支援に努めます

地域の文化財、民俗芸能、伝統技術等の保存や活用に取り組む団体の育成や支援に努めます。

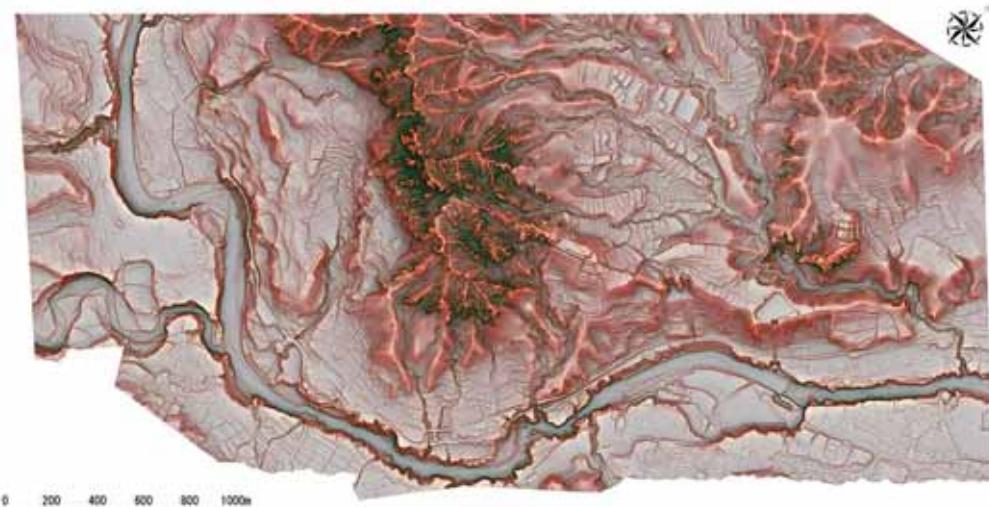
保育所・幼稚園児と小・中学校児童生徒数の推移



▲空調設備を整備した快適な保育室



▲文化財の保護活動（子どもの麻挽き体験）



▲岩櫃城跡周辺の赤色立体地図



▲岩櫃城跡から出土したハート形土偶

資料：東吾妻町教育委員会

6-4

歴史・文化の発信と交流の拡大

現状と課題

- NHK 大河ドラマ「真田丸」の放映を機に、長野県上田市や沼田市、みなかみ町と歴史的つながりを踏まえた交流が進み、沼田市、みなかみ町とは真田三城連携を結んで、岩櫃城跡、岩櫃山の広域的な情報発信を図っています。これに関連するイベントでは、全国から多くの人々が集まり、岩櫃城、岩櫃山が広く知られるようになりました。このような流れを受け、今後は、八ヶ場ダムや上信自動車道の完成による人の流れも見据えた地域活性化事業を進め、交流人口を拡大することが求められています。
- 本町では、東京都杉並区と友好協定、福島県南相馬市などと災害時相互援助協定を締結し、子ども同士や文化・芸能、スポーツや食などを通して様々な住民同士の交流を推進しています。しかし、イベント等における活動や人的交流を支える住民主体の団体の構成員の減少、高齢化が深刻化しており、活動の継続が危惧されています。町の広報紙等も活用した団体内容の紹介やメンバー募集の情報提供等を行うなど、より多くの住民が参加できるよう進めることができます。
- 本町では、学校法人東洋大学との包括的な協力のもと、相互の資源を活用することにより、地域社会の発展や住民福祉の向上、健康増進の推進、人材育成や学術の発展に寄与することを目的とした協定を締結しています。今後は、より多くの場面で交流・連携を進め、各種事業を展開することが必要です。
- 本町では、平成26（2014）年より地域おこし協力隊の受け入れを開始しました。地域おこし協力隊は、農業や観光などの分野で活動しており、町内への定住や事業展開につながっています。今後も全国的な情報提供を積極的に行い、協力隊員としての経験後の移住・定住を促すことが必要です。
- 本町の公式マスコット「水仙ちゃん」は、各種イベントやグッズ等による活用とあわせて、町内外にまちの魅力と情報を発信しています。より多くの住民に親しまれ、全国的な周知が進むよう、効果的な広報宣伝が必要です。

基本方針

- ◆ 八ヶ場ダムや上信自動車道の完成を見据え、交流人口拡大を図る地域振興に努めます。
- ◆ 友好都市や大学等との交流を推進し、様々な連携と協力により互いに活かし合える関係の継続・発展を図ります。
- ◆ まちの魅力とブランド力を高める地域資源の掘り起こしと有効活用を推進し、地域の活性化とともに住民の本町への愛着や誇りの醸成を図ります。

施策の展開

1 様々な交流関係の継続と活性化を図ります

友好都市や大学等との文化、観光、防災などの交流や、子ども達同士、大学生の実習受け入れ、出会いなど、様々な交流を行い、多様な連携や協力関係の継続と活性化を図ります。また、住民主体の国際交流の取り組みの支援や、住民ニーズに即した国際交流のあり方についての検討を推進します。

2 地域おこし協力隊の活用と定着を促進します

地域おこし協力隊の受け入れを推進し、その活動を通じた地域振興や交流の促進を図ります。また、協力隊員の任期終了後の事業展開の支援や町内への定住を促進します。

3 町のマスコット「水仙ちゃん」を活用します

町のマスコット「水仙ちゃん」をより多くの場面で活用し、まちの魅力と情報発信、知名度の向上を図るとともに、住民の郷土愛や誇りの醸成を図ります。

4 「真田丸」を契機とした情報発信・交流を進めます

NHK 大河ドラマ「真田丸」を契機とした広域観光連携を推進するとともに、関連する自治体間で協力した情報発信を図るなど、交流人口の拡大につなげます。

5 八ッ場ダム下流地域の振興を図ります

八ッ場ダム下流地域の振興のため、JR 廃線敷や国指定名勝「吾妻峡」などを活かした地域活性化事業を展開し、交流人口の拡大につなげます。



▲水仙ちゃんの活用



▲東洋大学陸上競技部によるランニング教室

豊かな自然と
歴史ロマンが薫るまち
(観光PR)

愛とロマンと土偶の町
(観光PR)

マイロックタウン東吾妻
(知名度向上)

▲交流人口拡大に向けたキャッチフレーズ



岩櫃山と吾妻川

7 基本目標

**健全財政に向け徹底した
改革に取り組むまち**

【行財政改革の推進】

7-1

町財産の適正管理

現状と課題

- 健全で持続可能な財政基盤を確立するためには、行財政改革をこれまで以上に積極的に推進するとともに、自主財源の根幹である町税の徴収体制の強化や町の貯金である各種基金の計画的な積立てと適正な運用が重要です。
- 厳しい財政状況下においても、質の高い行政サービスを効果的・効率的に提供し続けるため、ICTの活用や民間委託の推進など、さらなる業務改革が必要です。
- 公共施設の老朽化が進行する一方、人口減少や少子化・高齢化の進行、住民の生活スタイルの多様化などにより、公共施設に対するニーズが変化しています。住民の暮らしを支える公共施設の機能の維持・向上を図るために、施設の統合、縮減や廃止、民間への譲渡や移転を含めて、規模や用途、配置などの合理的な見直しと、管理運営の効率化を計画的に推進することが必要です。また、PPP* / PFIの活用検討など、行政サービスの多様化を図る新たな取り組みの検討が求められます。
- 平成18（2006）年の町村合併以降、公共施設のあり方について検討を進め、指定管理者制度の適用による管理運営の見直しや、廃止、転用などの行政改革を推進しています。また、建設後約60年が経過し老朽化が進む役場本庁舎については、将来負担を考慮した、より効率的な方策について検討を重ね、建設を促進してきました。
- 地籍調査は、土地の所有者、地番及び地目、境界等を調査し、その明確化を図るもので、適切な土地取引や公平な課税、公共工事の円滑化、災害復旧事業の迅速化等のために不可欠なことから、今後も国や県と連携した効率的な推進が必要です。

基本方針

- ◆ 健全で持続可能な財政基盤の確立に向け、徹底した行財政改革に取り組み続けます。
- ◆ 公共施設の管理運営について、新たな取り組みを含めた検討を推進し、地域の活性化や行政運営の効率化に努めます。
- ◆ 「公共施設等総合管理計画（平成29（2017）年3月策定）」に基づき、公共施設の見直しと効率的で利便性の高い施設の維持管理を推進します。
- ◆ 地籍調査の適正で効率的な推進に努めます。

施策の展開

1 行財政改革のさらなる推進に努めます

行財政改革の推進とともに、町税の徴収体制の強化や、長期にわたる財政の健全な運営のための財政調整基金など、各種基金の計画的な積立てと適正な運用に努めます。

2 公共施設のあり方について検討を進めます

指定管理者制度に移行した施設を含め、公共施設のあり方について検討を行い、より効果的・効率的な管理運営に努めるとともに、必要な見直しを行います。

3 長期的視点に立った公共施設等の管理を進めます

「公共施設等総合管理計画」に基づき、長期的視点に立った総合的かつ計画的な公共施設等の管理を推進するとともに、そのための全庁的な取り組み体制の構築を図ります。また、本町の所有施設のうち、中長期的な見通しによる計画的な点検や修繕等に取り組む必要性があるものについて、個別施設計画の策定に努めます。

4 地籍調査事業を推進します

国や県と連携し、地籍調査の効率的な推進を図るとともに、調査未実施地区の解消に努めます。



▲公共施設のあり方検討の結果、既存施設を活用した役場新庁舎（イメージ）

* PPP (Public Private Partnership) : 公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念。民間資本や民間のノウハウを活用して効率化や公共サービスの向上を目指すもの。PFIはPPPの手法の1つ

7-2

効率的な組織運営の推進

現状と課題

- 地方分権が進む中、地方自治体には、人口減少や少子化・高齢化の進行、行政需要の多様化など社会経済情勢の変化に自らの責任と判断で一層適切に対応することが求められます。
- 平成18（2006）年の町村合併以降、組織機構を見直しながら、職員数と人件費の適正化に努めています。しかし、人口減少や少子化・高齢化が進行する中、新たな行政課題や住民の多様なニーズに対応するためには、各種事務事業を総合的かつ機動的に展開できる体制の充実が必要です。また、町長による事務事業の統制強化に向け、従来のあり方に捉われない組織の見直しと再構築が必要です。
- 厳しい財政状況の中、多様な課題に的確かつ柔軟に対応できる職員の育成と確保に向けて、「人材育成基本方針」に基づく職員研修の実施や職員人事評価のシステム化を推進するとともに、「定員適正化計画」に基づく職員数の適正化に努めていますが、今後さらに徹底することが必要です。
- 人口減少に伴う財政規模の縮小が想定されることから、これまで以上に効率的な組織運営が必要です。

基本方針

- ◆ 「定員適正化計画」及び「人材育成基本方針」等に基づき、職員の資質向上や人材確保を計画的に推進するとともに、組織機構及び事務事業の見直しによる適切かつ適正な人員配置や人員規模に努めます。
- ◆ 職員の意識改革と専門性の向上を図り、住民の多様なニーズに対する円滑で的確なサービスの提供を推進します。

施策の展開

1 住民サービスの向上に努めます

戸籍や住民記録などの行政情報の適正な管理を図るとともに、役場本庁舎の移転に合わせてさらに効率的で利用しやすい窓口体制の整備と、証明書等を取得しやすい仕組みの充実を図り、本町の状況と住民ニーズに即したサービスの提供に努めます。

2 職員の資質向上に努めます

「人材育成基本方針」に基づき、経験年数や役職、職種に応じた研修を計画的に推進し、職員の意識改革や資質の向上を図ります。

3 人事評価の充実を図ります

職員人事評価のシステム化による人事評価体制の充実を図り、人材育成と組織の活性化を推進します。

4 人事運営と定員管理の適正化に努めます

「定員適正化計画」等に基づき、行政需要等を考慮しながら職員数及び給与体系の適正化など計画的な定員管理と適正な人事運営に努めます。

5 新たな組織体制の整備を進めます

新たな行政課題や住民の多様なニーズに対応する組織機構改革を推進し、庁内横断的な取り組みにも対応する新たな組織体制を整備します。また、支所・出張所の規模、機能の見直しなどを含めた効率的な行政組織の運営に努めます。



▲定員適正化計画、人材育成基本方針、行財政改革推進プラン
に関する調査検討報告書など



▲現役場本庁舎1階の窓口



▲東支所



▲太田出張所



▲岩島出張所



▲坂上出張所

7-3

広域行政の推進

現状と課題

- 本町では、吾妻郡6町村で構成する吾妻広域町村圏振興整備組合や、中之条町、高山村との2町1村で構成する吾妻東部衛生施設組合などによる広域行政を推進し、周辺自治体とともに行政運営の効率化を図っています。
- 地方分権の推進、人口減少や少子化・高齢化の進行などを見据え、周辺自治体との連携をさらに強化し、広域行政による行財政運営の効率化や住民サービスの向上に努めるとともに、既存事業の広域化に向けた検討を推進することが必要です。また、近隣自治体や県内自治体にとどまらず、より広範囲での広域行政の検討も必要です。

基本方針

- ◆ 周辺自治体との連携を強化し、広域行政による行財政運営の効率化や住民サービスの向上に努めるとともに、既存事業等の共同事業化の検討を推進します。
- ◆ 近隣自治体や県内自治体にとどまらず、より広範囲での広域行政の検討を推進します。

施策の展開

1 周辺自治体との連携を進めます

周辺自治体との連携を強化し、機能分担を踏まえ、既存事業等の効率化や共同事業化など、広域行政のさらなる充実と、役割や負担の適正化を図ります。

2 より広範な広域行政を検討します

近隣自治体や県内自治体にとどまらず、共通する課題や広域的課題の解決、さらなる事務の効率化などを目指し、より広範囲を含む新たな広域連携のあり方の検討を推進します。



▲杉並区と交流関係にある自治体首長（平成29年7月 新潟県小千谷市）



吾妻川

平成18年3月27日に誕生した東吾妻町の合併協議において、将来を展望するために策定した、「東村・吾妻町の新しい町づくり計画」の理念を継承していくため、この一部を掲載します。

両町村は、群馬県北西部に位置し、箱島湧水や温川などの清流が流れ込む吾妻川が東西に流れ、榛名山や岩櫃山、浅間隠山などの大小の山々が点在する緑と渓谷そして水が美しい自然豊かな地域です。また、この清らかな水や澄んだ空気、さわやかな緑は、住んでいる人だけではなく、外から来る人にもやすらぎとうるおいをもたらし、この地域の伝統・文化を育んできました。

そこで、町村合併の協議にあたり、新しい町の将来像を

『人と自然の息吹が未来を奏でる 笑顔あふれるまち』とします。

この将来像は、この地域の豊かな自然、清らかな水や高原の緑がもたらすやすらぎやうるおいが、快適で安全な住環境や活力ある産業と調和することにより、将来に向けて、新しい価値観による「人のためのまち」を創りだすことをめざしています。

「人と自然の息吹が未来を奏でる」は、次のことを表現しています。

この地域の自然環境は、私たちの豊かな心と伝統・文化を育んできたかけがえのない財産であり、東吾妻町のまちづくりの基本となること。また、この豊かな自然が、私たちにやすらぎや温もり、うるおいを与えるだけではなく、私たちがこの自然を愛し、守り、誇り、この自然と共生することにより、自然と調和した住環境や産業基盤を創造する財産であること。さらに、この自然の恵みを、外から来る人や次世代にとっても財産となるように大切にしていくとともに、人や文化の交流により、この地域が未来に向けて発展することです。

「笑顔あふれるまち」は、こうした自然環境の豊かさ、自然と調和した住環境や活力ある産業の創造により、そこに住む人々の心を豊かにし、子どもから高齢者まで、元気で、笑顔で、住民一人ひとりの顔が見え、温もりを感じながら生活できる「人のためのまち」をめざすことを表現しています。

さらに、これまでの「古き良き時代」「古き良きまち」から「新しき良き時代」「新しき良きまち」へと新しい価値観を付加し、愛着と誇りの持てる地域を創りあげていくことを表現しています。



町章／東吾妻町の「ひ」をモチーフに、吾妻川沿いにひらけた新しい町をイメージし、上部には町内を流れる吾妻川や、自然の息吹をイメージさせる「波」が組み合わされ、青空や明るい未来をイメージさせるブルーを基調としています。



町の花／スイセン



町の木／ケヤキ



町の鳥／キジ

東吾妻町第2次総合計画

発行日 ▶ 平成30（2018）年7月

発 行 ▶ 群馬県東吾妻町

編 集 ▶ 東吾妻町企画課

〒377-0892

群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町 594 番地 3

電話 0279-68-2111（代表）